



環境省事業におけるSDGs推進 パイロット・プログラム



プログラムの趣旨

各府省のSDGsへの取組は、個別の施策・事業の主目的と重なる項目が中心
(例：環境省→目標13 気候変動に具体的な対策を)

SDGsの単一目標にのみ着目するのではなく、その他の目標も含め施策効果の最大化を目指して施策・事業を実施することが重要



施策・事業の主目的のSDGs項目と、副次的効果が期待される複数のSDGs項目について目標を設定して実施し、その成果を把握・点検して次年度の施策・事業に反映するPDCAサイクルの仕組みを構築することで、SDGsへの取組をより効果的なものとしていくことを目指す



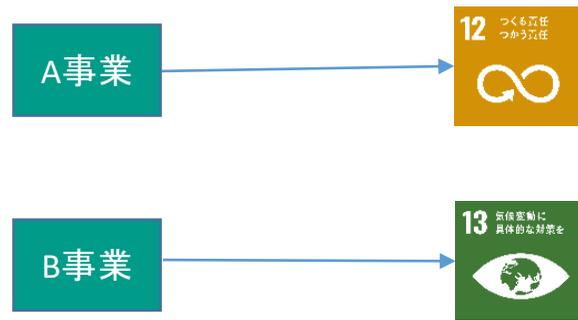
環境省では、令和2年度から他府省に先駆けて

- ① **SDGs推進のためのPDCAサイクルの構築**
- ② **主要施策のSDGsアイコン表示**

を試行的に実施。環境省の試行事業を通じて確立した知見を他府省に展開するとともに、国内外へ発信

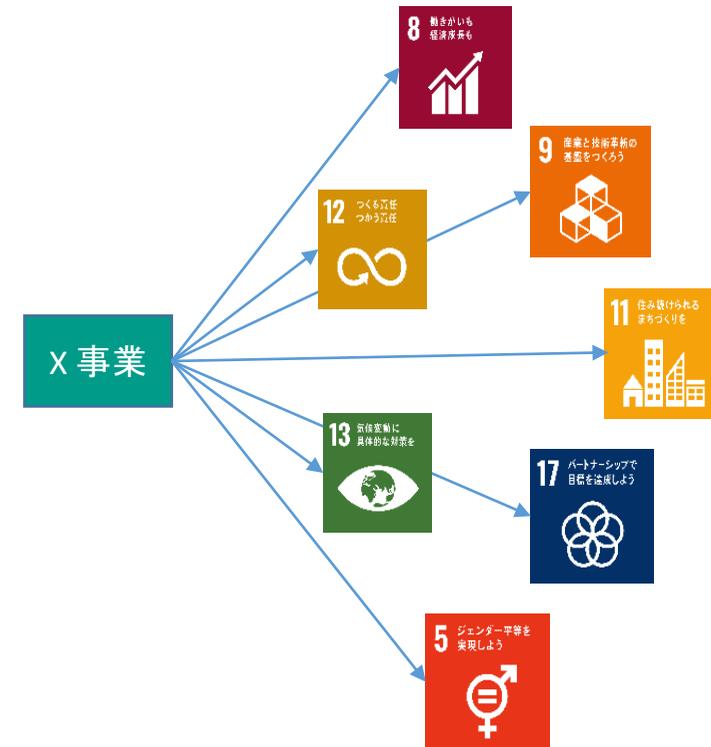
マルチゴールに着目し施策効果の最大化を目指す

実施前：1事業1ゴール



実施後：1事業マルチゴール

⇒ 施策効果の最大化へ

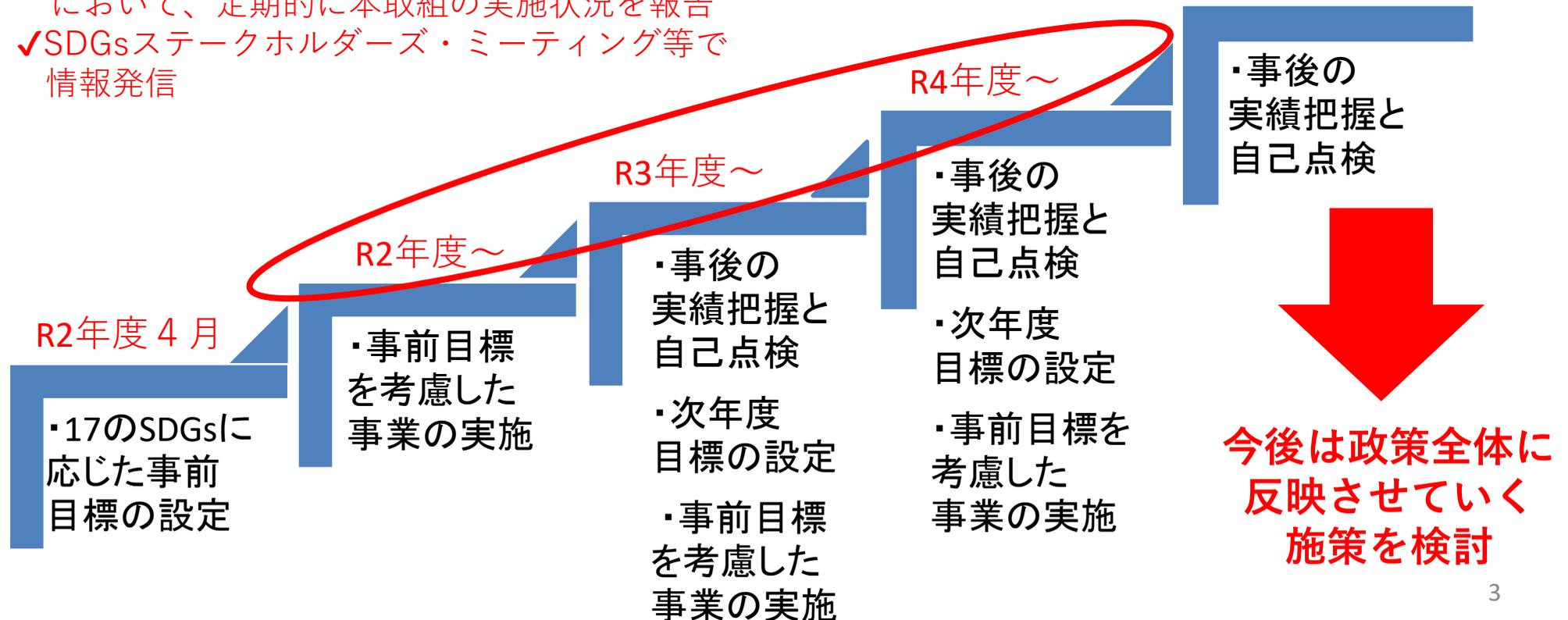


- 多様なSDGsへの配慮が事業のPDCAに組込まれることで、社会的な付加価値の検討が習慣化され、SDGsに対してより大きく貢献できる施策の企画・立案が促進され、ひいては政府の施策全体へのSDGsの組み込みに貢献する。
- 本取組を国内外に発信し、自治体や他国政府等と協力することで、国連SDGs 2030アジェンダに貢献できる。

① PDCAサイクルの構築 スケジュール

- 令和2年度、12の事業を対象として、SDGsの観点から、目標を設定。
- 令和3年5～7月にかけて、上記設定目標について、実績把握・自己点検を実施。その結果を踏まえ目標を再設定。（PDCAサイクル）
- 令和4年度も、令和3年度と同様のサイクルを回した。
- 令和5年度は、昨年度と同様に実績把握・自己点検を実施。また、本プロジェクトを予算単体ではなく政策全体に反映させていくため、政策評価に組み込むことを検討。

- ✓中央環境審議会総合政策部会、環境省政策評価委員会等において、定期的に本取組の実施状況を報告
- ✓SDGsステークホルダーズ・ミーティング等で情報発信



① PDCAサイクルの構築 対象事業

1. 環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業
2. 地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築支援事業
3. 気候変動影響評価・適応推進事業
4. クールシティ推進事業
5. 海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費・海洋プラスチックごみ総合対策費
6. 生物多様性保全推進支援事業
7. 希少種保護推進費
8. 我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業
9. 食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費
10. 熱中症対策推進事業
11. 水銀に関する水俣条約実施推進事業

※昨年度まで対象であった「地域脱炭素投資促進ファンド事業」については、株式会社脱炭素化支援機構が設立されたことに伴い、対象から除外としております。

① PDCAサイクルの構築 PDCAサイクルの例

※令和4年度Do・Check欄で取組をフォローアップ
(黄色塗り箇所は今回追加、下線部は旧目標からの変更点)

事業名	気候変動影響評価・適応推進事業		令和3年度		令和4年度	
	業務概要	1. 気候変動影響評価及び適応計画進捗把握 2. 気候変動適応における広域アクションプラン策定事業 3. 国際連携による気候変動影響評価・計画策定推進 4. 気候変動による災害激甚化に係る適応の強化事業 5. 適応策のPDCA手法確立調査収集・分析事業 6. 国民参加による気候変動情報収集・分析事業	事業実施(Do)	事後の自己点検結果(Check)	事業実施(Do)	事後の自己点検結果(Check)
SDGs	該当の有無					
2	軌跡をゼロに	○	地域ごとの気候変動リスクに応じて食料生産をサステナブルにするため、インドネシアやベトナムで実施した水稲の気候変動影響評価のWebサービスを行った。	令和3年度は、左記の気候変動に脆弱な国で気候変動影響評価を実施し、食糧自給率向上に資することにより、当初SDGs目標の将来的な達成に向けて一定の前進があったと考える。令和4年度は、取組を継続、対象地域を拡大し、目標達成に向けてさらに貢献していく。	事前のSDGs目標設定(Action/Plan) ①事業の主目的と重なるSDGs目標(◎)及び①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫の副次的な効果として達成されるSDGs目標(○)をそれぞれ選定し、可能な限り具体的な目標を設定 ・前年度事業の実績を踏まえて目標を再設定	水稲の気候変動影響評価モデルのWebサービスを活用し、東南アジアの開発途上国で政策意思決定に利用されること等を通じ、持続可能な農業などに貢献する。
3	すべての人に健康と福祉を	○	関東地域等熱中症に関する情報収集及びアクションプラン策定に向けた検討を引き続き行い、地域特有の気候変動影響の分析やステークホルダーの課題認識をとりまとめ、アクションプラン骨子を作成した。	令和3年度は、左記の取組を通じて、当初SDGs目標の将来的な達成に向けて一定の前進があったと考える。令和4年度は、広域アクションプランの策定を通じて、対象地域における熱中症搬送者数の低減に貢献することを目指す。	関東地域等において、熱中症に関する適応オプションの検討を実施するとともに、アクションプランの策定を行う。対象地域における熱中症搬送者数の低減に貢献する。	関東地域等熱中症に関する情報収集及び適応オプションの検討を実施し、地域特有の気候変動影響の分析やステークホルダーの課題認識をとりまとめ、アクションプランを策定した。また、策定したアクションプランを地域の関係者に活用した。また、気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)にて公開した。
5	ジェンダー平等を実現しよう	○	広域協議会及び分科会のアドバイザーの選定にあたっては、ジェンダーバランスに配慮したうえで検討を行った。	関係する分野の専門家に女性が少なく、実際にアドバイザーに就任いただいた女性が少ないのが課題と認識しているが、引き続き、アドバイザー等の選定に当たっては、ジェンダーバランスに配慮する。	全国ブロックの広域協議会及び分科会のアドバイザーのジェンダーバランスに配慮すること、地域や分野毎に多種多様なジェンダー課題を適切に抽出し、案件設計に反映させる。	広域協議会及び分科会のアドバイザーの選定にあたっては、ジェンダーバランスに配慮したうえで検討を行った。
9	産業と技術革新の基盤をつくろう	○	COP26シヤンハイで開催したNbsセミナーを開催し、Nbsが生み出すマルチベネフィットについて紹介するとともに、BSC工法を活用した地面浸食防止など、日系企業の適応ビジネスにおけるNbs活用後良事例を紹介し、日本の優れた適応技術の普及に貢献した。	令和3年度は、左記の取組を通じて、当初SDGs目標の将来的な達成に向けて一定の前進があったと考える。令和4年度は、REAPやAACの枠組みだけでなく、ADB等の多国籍金融機関と協力した適応案件組成などにも取り組む。	REAP(The Risk-informed Early Action Partnership)、AAC(Adaptation Action Coalition)、APAN(Asia Pacific Adaptation Network)など適応に関する国際会議の場を活用し、日本の優れた防災技術やサービスを紹介するなど、様々な機会を捉えて、適応技術の認知度向上を継続して図る。また、様々なチャネルを通じ、日系企業の適応ビジネス海外展開を促す。	COP27でEWS(インシヤティブ)を発表し、本邦民間事業者の優れた防災技術や気象情報サービスの海外展開支援の枠組みを確立した。
11	住み続けられるまちづくりを	○	広域協議会及びその下に設置された分科会を通じ、気象災害の激甚化に備えた「公助」「自助・共助」の仕組みについて議論した。加えて、一般市民を対象としたセミナーを開催し、気象災害やその対策についての普及啓発を行った。	令和3年度は、左記の取組を通じて、当初SDGs目標の将来的な達成に向けて一定の前進があったと考える。令和4年度は、適応オプションや、広域アクションプランの策定を通じて、気象災害に強靱な地域作りに向けた具体的な取組をさらに検討する。	気象災害の激甚化に備え、自治体間の連携や官民連携による効果的な自助共助の仕組みを広域協議会を通じて検討。気象災害に強靱な地域づくりに貢献する。	広域協議会及びその下に設置された分科会を通じ、気象災害の激甚化に備えた「公助」「自助・共助」の仕組みに関する議論を通じて、アクションプランを策定した。また、策定したアクションプランを地域の関係者に活用した。また、気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)にて公開した。
11	住み続けられるまちづくりを	○	サモアとクローネア連邦の沿岸空港運用会社にBCPリスク情報を提供し、強靱な社会インフラや都市計画の立案に貢献した。	令和3年度は、左記の取組を通じて、当初SDGs目標の将来的な達成に向けて一定の前進があったと考える。令和4年度は、取組を発展させ、さらに目標達成に向けて貢献していく。	小島14国1422島の重要な社会経済インフラに対するハザード情報や適応政策ガイドラインを提供する等により、強靱な社会インフラや都市計画の立案に貢献する。	小島14国1422島の重要な社会経済インフラを活用した浸水ハザード情報を活用し、NBS政策ガイドラインの開発やNBS沿岸防災案件形成を実施した。また、気候変動レジリエントな沿岸社会デザインコンセプト「ADAPTMENT」を学際的なラウンドテーブルにより開発した。
11	住み続けられるまちづくりを	○	日本に甚大な被害をもたらした平成30年台風21号と令和元年台風19号について、将来の気候変動下で強度や降水量、河川や高潮、局所風等がどのように変化するかを調査し、今後のまちづくり等の施策に活かせるデータを取得した。	令和3年度は、左記の取組を通じて、当初SDGs目標の将来的な達成に向けて一定の前進があったと考える。令和4年度は、台風以外の気象災害についても将来の気候変動下で強度や降水量等による影響がどのように変化するかを調査する。また、令和2年度と令和3年度と令和3年度に台風について、社会経済分野への影響についても調査を実施する。	気候変動下での台風やそれ以外の気象災害についての影響評価を実施。想定される被害等を予測することで、気候変動に適切にまちづくり等の施策に貢献する。	令和4年度は、左記の取組を通じて、当初SDGs目標の将来的な達成に向けて一定の前進があったと考える。令和5年度以降は、引き続き台風以外の豪雨災害についても対象とし、将来の気候変動下で降水量や洪水の発生状況がどのように変化するかを調査するとともに、社会経済影響評価や人的被害評価等、社会経済分野に関する影響評価手法の調査・検討を行う。
13	気候変動に具体的な対策を	◎	令和2年度に実施した気候変動影響評価を踏まえ、令和3年10月に気候変動適応計画を改定した。本計画に基づき、様々な主体・分野の適応を総合的に推進した。また、令和7年に予定している次期気候変動影響評価報告書の公表に向けて、評価手法等の検討を行った。	令和3年度は、左記の取組を通じて、当初SDGs目標の達成に向けて貢献したと考える。令和4年度は、適応計画の進捗状況を把握するとともに、適応策による気候変動影響の低減効果の評価手法について検討を行う。また、次期気候変動影響評価の実施に向け、調査を開始する。	気候変動適応法及び気候変動適応計画に基づき、様々な主体・分野の適応を総合的に推進した。また、適応策による気候変動影響の低減効果の評価手法について検討を行う。	本計画に基づき、様々な主体・分野の適応を総合的に推進した。また、次期気候変動影響評価の実施に向けて評価手法等の検討を行った。また、本計画の進捗状況を把握するため、令和3年度に実施した施策についてフォローアップを行うとともに、適応策による気候変動影響の低減効果の評価手法の検討を実施した。
14	海の豊かさを守ろう	○	中国四国地域の漁業資源及び海洋生態系に関する気候変動影響の分析や議論を引き続き行ったほか、関係者の連携によるアクションプラン策定を見据え調査を実施した。	令和3年度は、左記の取組を通じて、当初SDGs目標の将来的な達成に向けて一定の前進があったと考える。令和4年度は、アクションプランの策定を通じて、海の豊かさの保全を目指す。	中国四国地域等において、漁業資源及び海洋生態系における気候変動の影響をテーマとしてアクションプランの策定を通じて、海の豊かさの保全に貢献することを目指す。	中国四国地域の漁業資源及び海洋生態系に関する気候変動影響の分析や議論を通じて、関係者の連携によるアクションプランを策定した。また、策定したアクションプランを地域の関係者に活用した。また、気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)にて公開した。
15	陸の豊かさを守ろう	○	釧路湿原及び石狩川流域における森林管理やEco-DRR機能に関して、関係自治体へのヒアリング調査や、将来の降水量等の予測情報の収集、河川の氾濫解析等を行うとともに、自治体レベルの適応オプションを整理した。	令和3年度は、左記の取組を通じて、当初SDGs目標の将来的な達成に向けて一定の前進があったと考える。令和4年度は、アクションプランの策定、適応オプションの検討を行う。	湿原の生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)機能の評価を検討する。湿原の減災効果を活用して気象災害に備えつつ、自然生態系の保全に貢献することを目指す。	釧路湿原及び石狩川流域における森林管理やEco-DRR機能に関して、関係者の連携によるアクションプランを策定した。また、策定したアクションプランを地域の関係者に活用した。また、気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)にて公開した。
17	パートナーシップで目標を達成しよう	○	広域協議会および適応全国大会を開催することで、全国の地方自治体や関係者、気候変動適応に関わるステークホルダーと広く情報共有するとともに、各地域の気候変動影響等について議論を行い、連携を深めた。	令和3年度は、左記の取組を通じて、当初SDGs目標の将来的な達成に向けて一定の前進があったと考える。令和4年度は、引き続き広域協議会及び適応全国大会を開催し、関係者間で情報共有をすすめるとともに、地方自治体等の関係者の参加拡大を検討し、ステークホルダーとのパートナーシップの強化を目指す。	広域協議会、適応全国大会を開催して全国、各ブロック間のステークホルダーとのパートナーシップを構築して適応策を推進する。	広域協議会および適応全国大会を開催することで、全国の地方自治体や関係者、研究機関等、気候変動適応に関わるステークホルダーと広く情報共有するとともに、各地域の気候変動影響等について議論を行い、連携を深めた。
17	パートナーシップで目標を達成しよう	○	REAP(The Risk-informed Early Action Partnership)やAAC(Adaptation Action Coalition)といった枠組みにおいて、AP-PLATの活動を新たに周知するなど、各参加国や国際機関間での情報共有を推進し、さらなる連携を図った。	令和3年度は、左記の取組を通じて、当初SDGs目標の将来的な達成に向けて一定の前進があったと考える。令和4年度は、新たな国や主体に、AP-PLATパートナー連携活動の周知を広げていくことが必要。また、APAN(Asia-Pacific Network for Global Change Research)等既存の枠組みとの連携を通じ、途上国の適応策策定や実施に関する能力強化をより効果的に支援。	REAP(The Risk-informed Early Action Partnership)やAAC(Adaptation Action Coalition)といった他国間連携の枠組やAP-PLATのパートナーシップ連携活動を通じて、各国・各機関が保有する知見等の情報共有を促進するとともに連携から生まれる新たな活動により、途上国の適応計画や適応策の策定や実施の支援に努めている。	AP-PLATが能力強化パートナー機関と連携し、E-learning教材の開発やワークショップの開催を行った。また、APANやGANなど適応プラットフォームとも連携し、AP-PLATのツールや教材の活用を図った。
						R4年度は研究者による利用に頼られていたが、水稲影響評価ツールの活用が進んだ。R5年度には水稲の気候変動影響評価モデルの活用をアジアのみならずアフリカにも拡大し、更に、小麦やトウモロコシなど食料安全保障に資する働きとして公開を進める。
						令和4年度は、左記の取組を通じて、当初SDGs目標の将来的な達成に向けて一定の前進があったと考える。令和5年度以降は、アクションプランのフォローアップ等を通じて、対象地域における熱中症搬送者数の低減に貢献することを目指す。
						関係する分野の専門家に女性が少なく、実際にアドバイザーに就任いただいた女性が少ないのが課題と認識しているが、引き続き、アドバイザー等の選定に当たっては、ジェンダーバランスに配慮する。
						R4年度においては概ねジェンダーバランスに配慮した事業実施が行われた。R5年度も引き続き、適応国際会議登壇者の選定等ジェンダーバランスに配慮を行うことで、地域特有なジェンダー課題に配慮した適応策設計を支援する。
						R4年度はEWS(インシヤティブ)発表により、適応国際協力に活用できる産業と技術革新に一定の前進があった。令和5年度はAPANフォーラムやASEAN環境大臣会合など様々な機会を確立した。本邦事業者の優れた技術やサービスを紹介する。また、ADB等と協力した適応事業形成にも取り組む。EWSを構成する要素技術やサービス構築の基盤を確立する。
						令和4年度は、左記の取組を通じて、当初SDGs目標の将来的な達成に向けて一定の前進があったと考える。令和5年度以降は、アクションプランのフォローアップ等を通じて、気象災害に強靱な地域作りに向けた具体的な取組をさらに検討する。
						R4年度は浸水ハザードツール活用や「ADAPTMENT」の開発により、気候変動に強靱な沿岸コミュニティのコンセプトを定めた。また、気候変動にレジリエントな沿岸社会デザインコンセプト「ADAPTMENT」を学際的なラウンドテーブルにより開発した。また、気候変動に強靱な沿岸社会デザインコンセプト「ADAPTMENT」を学際的なラウンドテーブルにより開発した。
						日本に甚大な被害をもたらした平成30年台風21号と令和元年台風19号について、将来の気候変動下で強度や降水量、河川や高潮、局所風等がどのように変化するかを調査するとともに、令和元年台風については社会経済分野への影響についても調査を行う。また、令和2年度と令和3年度と令和3年度に台風について、社会経済分野への影響についても調査を実施する。
						令和4年度は、左記の取組を通じて、当初SDGs目標の達成に向けて貢献したと考える。令和5年度以降は、引き続き台風以外の豪雨災害についても対象とし、将来の気候変動下で降水量や洪水の発生状況がどのように変化するかを調査するとともに、社会経済影響評価や人的被害評価等、社会経済分野に関する影響評価手法の調査・検討を行う。
						令和4年度は、左記の取組を通じて、当初SDGs目標の将来的な達成に向けて一定の前進があったと考える。令和5年度以降は、アクションプランのフォローアップ等を通じて、海の豊かさの保全を目指す。
						令和4年度は、左記の取組を通じて、当初SDGs目標の将来的な達成に向けて一定の前進があったと考える。令和5年度以降は、アクションプランのフォローアップ等を通じて、自然生態系の保全に貢献することを目指す。
						令和4年度は、左記の取組を通じて、当初SDGs目標の将来的な達成に向けて一定の前進があったと考える。令和5年度も引き続き広域協議会及び適応全国大会を開催し、関係者間で情報共有をすすめるとともに、地方自治体等の関係者の参加拡大を検討し、ステークホルダーとのパートナーシップの強化を目指す。
						R4年度事業ではAP-PLAT能力強化パートナー連携で一定の成果があった。R5年度は「能力強化パートナー機関」に教材の活用を図った。適応国際会議の効率的な実施を行う。

① PDCAサイクル 令和4年度の実績把握・自己点検結果

- 令和5年5～6月にかけて実施。事業の主目的のみならず、副次的効果が期待される複数のSDGs項目について目標が設定されたことで、事業実施時に多様なSDGs項目へ貢献することが相当程度意識されたといえる（例えば以下の項目）

【ゴール2：飢餓をゼロに】

- ・ 食品ロス削減とともに生活困窮者の支援にも寄与するフードドライブ活動の推進

【ゴール4：質の高い教育をみんなに】

- ・ 学校給食から排出される食品廃棄物に関連する3Rの取組を題材にした食育・環境教育活動、水俣病や熱中症をテーマとした環境教育機会の提供

【ゴール6：安全な水とトイレを世界中に】

- ・ 水の循環と調和する地域コミュニティ構築に資する地域循環共生圏づくりの推進

【ゴール8：働きがいも経済成長も】

- ・ 生物多様性に配慮しながら里地里山の資源を利活用し、地域活性化を図ろうとする環境保全・経済活動のスタートアップを支援することで、持続可能な拠点づくりに貢献

【ゴール9：産業と技術革新の基盤をつくろう】

- ・ CO2排出削減の観点で先進性のある技術やシステムを有する事業への支援を通じて、地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築を推進しつつ、環境に配慮した技術・システムの導入拡大に貢献

【ゴール11：住み続けられるまちづくりを】

- ・ 希少種の保護を推進するとともに、地域のシンボル、地域の重要な自然資源や世界自然遺産の価値として認められる希少種等の保全を図ることで、地域の活性化に貢献

【ゴール14：海の豊かさを守ろう】

- ・ 漁業資源及び海洋生態系における気候変動適応をテーマとしてアクションプランの策定を行うことで、気候変動への適応と同時に、海の豊かさの保全に貢献することを目指す。

- 他方で、各SDGs項目に係るPDCA実施に関し担当部局には一定の業務量が発生。また、次のステップとして、同様の考え方を**予算単位のモデル事業から、環境省の政策体系に浸透させることが重要。**

② 主要施策のSDGsアイコン表示

- 令和3年度に引き続き、令和4年度も実施。多様なSDGs項目へ貢献することが更に一定程度意識されたといえる。

(参考) 令和5年度環境省重点施策 SDGs17のゴールとの関連一覧

主目的と一致する項目に◎、副次的効果が期待される項目に○

事 項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
<重点施策本文掲載事業>																	
1. 時代の要請への対応 ～新しい資本主義実現に向けた環境と経済の好循環～																	
1-1. 炭素中立型経済社会実現に向けた取組																	
(1) 地域・社会インフラ・くらしの脱炭素トランジションの推進																	
① 脱炭素先行地域づくり、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施の加速化																	
地域脱炭素の推進のための交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金) 【エネ特】【一部GX】								◎	○	○		◎	○	◎			○
地域再エネの最大限導入のための地方自治体の計画づくり支援 (地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)【エネ特】								◎	○	○		○		◎			○
防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援 (地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)【エネ特】								◎		○		○		◎			
初期費用ゼロ型太陽光発電等の再生可能エネルギー設備全国導入加速化支援 (民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)【エネ特】								◎	○	○		○	○	◎			○
② 民間資金を活用した脱炭素型社会インフラの整備、中小企業をはじめとするサプライチェーン全体での脱炭素経営促進																	
(新) 株式会社脱炭素化支援機構と連携した地域脱炭素投資促進 (株式会社脱炭素化支援機構と連携した地域脱炭素投資促進事業)								◎	○	○		○	○	◎			○
(新) サプライチェーン全体での脱炭素経営の実践普及・高度化(サプライチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業) 【エネ特】								◎	○	○		○		◎			○
中小企業をはじめとするサプライチェーン全体の脱炭素移行に向けた工場・事業場における先導的な脱炭素化取組の推進 (工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業(SHIFT事業))【エネ特】								◎	○	○		○	○	◎			
(新) コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化の推進 (コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業)【エネ特】								◎		○				◎			
物流に関わる空港、港湾、海事などの脱炭素化の促進(空港・港湾・海事分野における脱炭素化促進事業)【エネ特】								◎	○	○		○	○	◎			○
(新) グリーンファイナンスの裾野拡大・質の担保のための基盤整備 (グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業)【エネ特】								◎	○	○		○		◎			
ESG金融の更なる浸透のための市場動向調査・情報発信(ESG金融実践促進事業)【エネ特】								◎		○		○		◎			
③ くらしの転換を通じた需要側からの経済社会システムの変革																	
住宅のZEH・省CO2化促進 (集合住宅の省CO2化促進事業、戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業)【エネ特】				○				◎				◎		◎			
断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援【GX】 ※補正のみ				○				◎	○	○		◎		◎			

<以下略>

出典：<https://www.env.go.jp/content/000103112.pdf>

本プログラムの成果①

成果① 事業のPDCA効果

いくつかの事業において、副次的効果が期待されるSDGs項目について目標設定しPDCAサイクルを回したことで、SDGs達成に向けた取組をより効果的なものに。

【具体例】

熱中症対策推進事業

関連するSDGsアイコン	令和2年度 SDGs目標設定	令和4年度 SDGs目標設定
	事業を通じ、高齢者等の熱中症に対して脆弱な人々の命と健康を守ること に貢献する。	→ 「熱中症対策推進会議」の関係府省庁と連携して、高齢者等への熱中症普及啓発資料を作成し、また令和4年度も引き続き「地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業」を行うとともに、エアコン未設置の高齢者世帯等に対して、サブスクリプション方式によりエアコン設置初期費用低減が可能となるビジネスモデルを確立するためのモデル事業を行うことにより、高齢者等の熱中症弱者への熱中症対策を推進する。
	熱中症に関する普及啓発活動を通じて、熱中症に関する正しい知識を習得する機会を広く提供することを目指す。	→ 熱中症対策シンポジウム等を開催することで、熱中症に関する正しい知識を習得する機会を広く提供することを目指す。特にシンポジウムでは、教育現場での熱中症対策や子ども（幼児・園児）の熱中症対策を取り上げ、知識の周知を図る。

生物多様性保全推進支援事業

関連するSDGsアイコン	令和2年度 SDGs目標設定	令和4年度 SDGs目標設定
	(目標設定なし)	→ 多様な主体が生物多様性に配慮しながら里地里山の資源を利活用し、地域活性化を図ろうとする環境保全・経済活動のスタートアップを支援することで、持続可能な拠点づくりに貢献する。

プログラム開始当初と比較して、目標設定の内容が拡充され、PDCAサイクルを回したことで、SDGs達成に向けた取組をより効果的なものにすることが出来た。

本プログラムの成果②

成果② 省内の「1事業マルチゴール」の意識醸成
 省内の重点施策集、予算要求において、1事業に対しSDGsアイコンを複数紐付けることで、マルチゴールを図る意識が定着。

【具体例】

令和5年度環境省重点施策集（抜粋）

地域脱炭素の推進のための交付金

（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金）

【令和5年度予算（案） 35,000百万円（20,000百万円）】 環境省
 【令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

（1）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

① 脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、基盤インフラ設備や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

② 重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

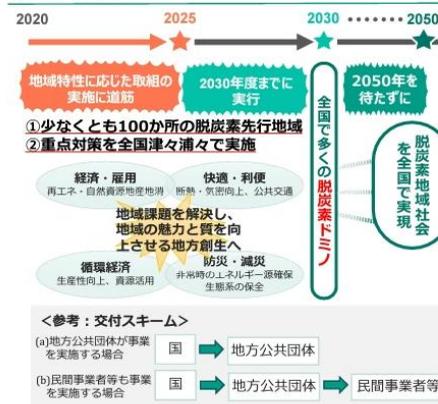
（2）特定地域脱炭素移行加速化交付金（自営線マイクログリッド事業交付金）

脱炭素先行地域のうち、官民連携により民間事業者が利益する自営線マイクログリッドを構築する地域（特定地域）における、排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術の導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金 [交付率: (1) ①、(2) 原則2/3※
(1) ② 2/3～1/3等]
 - 交付対象 地方公共団体等
 - 実施期間 令和4年度～令和12年度
- ※財政力指数が全国平均（0.51）以下の地方公共団体は一部3/4

4. 事業イメージ



令和6年度概算要求について（一部編集）

作成日	令和5年4月17日	作成目的	省内周知用
作成担当（係名まで）	大臣官房会計課予算係	機密性	2
保存期間（〇年）	1年未満	備考	

令和6年度概算要求について

令和5年4月17日
大臣官房会計課

I 令和6年度概算要求に当たっての留意事項

- SDGs との関係性を重視し、以下のような観点から検討を行い、関係する SDG s ゴールのアイコンを要求資料（ポンチ絵）に記載すること。
 - ① 事業により、直接的に達成に貢献しようとする SDG s ゴールはどれか。
 - ② ①には該当しないが、事業により、副次的に達成に貢献しようとする SDG s ゴール（環境に関連するゴール以外のものを含む。）はどれか。
 - ③ 事業により、その達成に悪影響が生じる可能性があり、その悪影響の最小化・回避を図るために何らかの取組を行う SDG s ゴールはどれか。

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

出典：extension://elhekieabhbkmcefcobjddigjcaadp/https://www.env.go.jp/content/000103112.pdf

関連するSDGsアイコンを掲示
令和3年度の施策集から実施

SDGsアイコンの記載を要求
令和3年度概算要求から実施

今後の対応について

現状整理

- プロジェクトの成果として、多様なSDGs項目へ貢献する意識が一定程度定着。
- 過去の委員会では、以下の指摘を頂いている。
 - ①総合的に政策を考えると、このSDGsのモニタリングについて、**政策評価の中でどう反映させるかという観点も重要。**
 - ②一定の成果が認められた一方で、担当部局の業務負担も増加。**作業効率化等を要検討。**
 - ③一つのSDGsのゴールだけではなく、**多くのゴールに波及するような形は、今後基本になると思われる。**このような考え方で全てに、特に次の第六次環境基本計画にも取り込むべき。
- 総務省において、政策評価制度が見直され、政府統一様式によらない評価が可能となることから、環境省として、令和6年度の政策評価から様式変更を予定。

今後は…

令和2～5年度のパイロットプログラムにおいて実施した予算事業における実績把握・自己点検の成果を取りまとめ

取りまとめた成果を踏まえ、個々の予算事業単位ではなく、政策評価単位でSDGs目標との関係を記載

今後の対応について

政策評価単位でSDGs目標との関係を記載

具体的には...

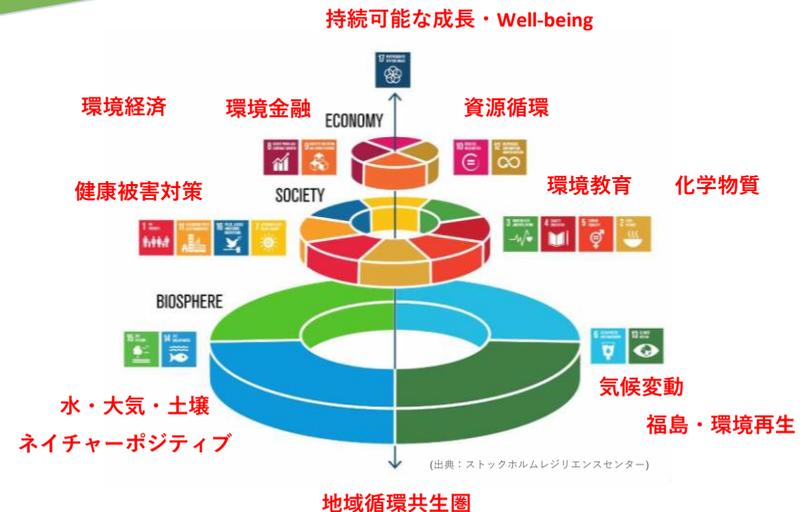
- 毎年各課室が施策ごとに記載している「実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書」の様式を整理・変更した上で、令和6年度版以降に「SDGs目標との関係を記載する欄」を追加。
- 「SDGs目標との関係を記載する欄」には施策とSDGs目標との関係（主目的）、主目的以外のゴールとの相乗効果（シナジー）を発揮させ、トレードオフを低減させる方策について検討した内容を記載する予定。

まとめ

予算単位のモデル事業から、政策体系に基づく政策評価へ

- 令和2年度より、対象事業を選定し、SDGsと1事業マルチゴールの観点から、毎年度目標設定・実績把握・自己点検を実施し、PDCAサイクルを回した。
- プロジェクトの成果として、多様なSDGs項目へ貢献する意識が一定程度定着した。
- 他方で、従前より、予算単体ではなく政策全体に反映させていく必要があるという指摘も頂いていることから、政策評価に記載することとしたい。
- 具体的には、令和6年度から使用する環境省の政策評価書に、「SDGs目標との関係を記載する欄」を追加し、**政策評価の単位でSDGs達成への貢献方策**を検討することとしたい。

環境省全体としての施策推進と
SDGs達成への貢献を
同時に推進させることを目指す



環境省施策体系(令和5年度)

施策体系		
施策(評価対象単位)	各施策に含まれる目標の名称	
環境省の使命	1.地球温暖化対策の推進	1-1. 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり 1-2. 世界全体での抜本的な排出削減への貢献 1-3. 気候変動の影響への適応策の推進
	2.地球環境の保全	2-1. オゾン層の保護・回復 2-2. 地球環境保全に関する国際連携・協力 2-3. 地球環境保全に関する調査研究
	3.大気・水・土壌環境等の保全	3-1. 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む。) 3-2. 大気生活環境の保全 3-3. 水環境の保全(海洋環境の保全を含む。) 3-4. 土壌環境の保全 3-5. ダイオキシン類・農薬対策 3-6. 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)
	4.資源循環政策の推進	4-1. 国内及び国際的な循環型社会の構築 4-2. 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進 4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-5. 廃棄物の不法投棄の防止等 4-6. 浄化槽の整備による尿及び雑排水の適正な処理 4-7. 東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策
	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進	5-1. 基盤的施策の実施・国際的取組 5-2. 自然環境の保全・再生 5-3. 野生生物の保護・管理 5-4. 動物の愛護・管理 5-5. 自然とのふれあいの推進 5-6. 東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興) 5-7. 国際観光資源の整備
	6.化学物質対策の推進	6-1. 環境リスクの評価 6-2. 環境リスクの管理 6-3. 国際協調による取組 6-4. 国内における毒ガス弾等対策
	7.環境保健対策の推進	7-1. 公害健康被害対策(補償・予防) 7-2. 水俣病対策 7-3. 石綿健康被害救済対策 7-4. 環境保健に関する調査研究
	8.環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備	8-1. 経済のグリーン化の推進 8-2. 環境パートナーシップの形成 8-3. 環境教育・環境学習の推進 8-4. 環境基本計画の効果的实施 8-5. 環境アセスメント制度の適切な運用と改善 8-6. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 8-7. 環境情報の整備と提供・広報の充実
	9.地域脱炭素の推進	9-1. 地域の脱炭素化の推進 9-2. 地域循環共生圏づくりの推進
	10.放射性物質による環境の汚染への対処	10-1. 放射性物質により汚染された廃棄物の処理 10-2. 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等 10-3. 特定復興再生拠点の整備 10-4. 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策 (47目標)

参考：政策評価体系(47)の一覧